

八戸市公共事業再評価実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が実施する公共事業のうち、事業採択後一定期間未着工である事業及び事業採択後長期間を経過している事業について、必要に応じた見直し等を行うために事業の投資効果、進捗状況等に関する評価（以下「再評価」という。）を実施し、もって公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、公共事業とは、道路、河川、公園、住宅、下水道、学校、漁港等の整備、土地区画整理事業その他の市民生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に係る事業又は災害復旧に係る事業を除く。）をいう。

（再評価実施事業）

第3条 再評価を実施する事業（以下「再評価実施事業」という。）は、市が実施する公共事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 国庫補助事業等で、当該事業を所管する各省庁が定める実施要領で再評価の対象とされている事業
- (2) 社会経済情勢の急激な変化等を考慮し、再評価が特に必要と市長が認める事業

（再評価実施時期）

第4条 再評価は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に実施するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業 各省庁が定める実施要領で指定されている年度
- (2) 前条第2号に該当する事業 市長が指定する年度

（再評価判断項目）

第5条 原則として、再評価は、次に掲げる項目により判断するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業の必要性等
- (3) 事業当初における投資効果及びその後の変化
- (4) コスト縮減対策の実施状況及び代替案による事業目的の達成の可能性
- (5) 環境影響に対する配慮

（再評価の実施及び結果の公表）

第6条 市長は、第3条の規定により再評価の実施を決定した事業について、対応方針案の作成を行う。

2 市長は、学識経験者等で構成する委員会を設置し、前項の対応方針案について意見を聴くも

のとする。

- 3 市長は、前項の意見を尊重して当該事業の対応方針を決定するものとし、対応方針に則した予算案を決定するほか、必要に応じて国庫補助金等に係る要求を行うものとする。
- 4 市長は、再評価実施事業に係る再評価の結果及び対応方針等を公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。